



報道発表

令和7年度外国人材雇用事業所向け支援メニュー
「外国人材も出世する街 浜松」について

本市では、令和3年度から外国人材の活躍推進に積極的に取り組む事業所を募集し、「浜松市外国人材活躍宣言事業所」として認定・公表しています。同認定事業所の内、特に優良な取組であると認められる一定の要件を満たした場合、今年度から新たに「浜松 ICC スタープライズ事業所」として認定を受けることができます。

また、今年度も外国人材雇用事業所に対して、雇用から就労後の定着に関する相談対応、伴走サポートや助成金等の支援メニューを継続実施します。特に近年急増する外国人材の帯同家族向けには、多文化共生センターにおいて日本語教室や生活オリエンテーションを本格的に実施します。詳しくは別添チラシをご参照ください。

記

1 外国人材活躍宣言認定事業所

募集期間 6月1日（日）から6月30日（月）まで ※当日消印有効

主な募集要件

- ・申請する日の属する年度の4月1日現在において、1年以上浜松市に所在している事業所であること
- ・外国人材を1名以上雇用し、安心・安全に働くことが出来る就労環境づくりのほか、能力発揮・活躍促進・職域拡大に努めていること 等

認定メリット

- ・事業所のイメージアップ（認定マークの使用、市ウェブサイト等での取組紹介）
- ・市が発注する建設工事、物品購入、業務委託における優遇措置
- ・外国人材等日本語学習支援事業費補助金の上限額引き上げ（10万円の加算）
- ・多文化共生の取組に対する助言・サポート（認定期間内に原則1回・無料）
- ・外国人材向けオンライン日本語学習コースの無料利用（最大3名分）
- ・【新規】市のビジネスサポート資金の利用で優遇措置

応募方法

- ・浜松市ウェブサイトから様式をダウンロードし、必要事項を記載した書類を全て揃えて、郵送または持参により提出

【新規】浜松 ICC スタープライズ制度

今年度から認定期間の更新を2回以上受けた秀でた取組を行う事業所は、浜松 ICC スタープライズ事業所に応募することができます。認定を受けると、浜松 ICC スタープライズ事業所マークをウェブサイトや名刺などにつけ、特に優秀な事業所であることを広く PR できます。

※ICC= Intercultural City（インターカルチュラル・シティ）

浜松市は2017年にアジアの都市として初めてICCネットワークに加盟しました。同ネットワークは欧州評議会が主導する世界最大規模の多文化共生推進都市の国際ネットワークであり、外国人の持つ多様性や能力を都市の活力や発展につなげる施策を推奨しています。本市の多文化共生施策の指針である「浜松市多文化共生都市ビジョン」においても重点取組のひとつとして「外国人材の活躍促進」を掲げており、軌を一にした多様性を生かしたまちづくりを進めています。



認定マーク

外国人材活躍宣言認定事業所 【通常の事業所】	外国人材活躍宣言認定事業所 【浜松 ICC スタープライズ事業所】
	

2 外国人材雇用のためのアドバイザー派遣制度

「浜松市外国人材活躍宣言事業所」の認定を目指す事業所を主な対象として、1事業所2回を上限に社会保険労務士やキャリアコンサルタント等の専門家を無料派遣します。

申込期間 5月1日（木）から令和8年1月30日（金）まで

※本年度の認定を目指して派遣を希望する場合は、6月15日（日）締切

3 外国人材雇用事業所支援事業費補助金

令和6年度並びに令和7年度に外国人材を新規で雇用する場合、社宅の賃料や定着支援に要する経費（日本語学習やビジネスマナー研修等）を助成します。

対象在留資格 高度外国人材：高度専門職、経理・管理、法律・会計業務、研究
技術・人文知識・国際業務、企業内転勤

介護人材：介護、特定活動〔EPA〕（介護福祉士の登録を受けている場合）

4 外国人材等日本語学習支援事業費補助金

雇用する外国人材の定着促進のために事業所が日本語学習費用を全額負担しており、かつ日本語能力試験（JLPT）3級以上に合格した場合、要した経費を助成します。

5 【本格実施】外国人材及び帯同家族への新生活サポート

○浜松での新生活開始に向けた行政手続き、住宅確保にかかる伴走サポート

○帯同家族のための新生活オリエンテーション（①6月4日（水）、②9月26日（金））

○帯同家族向け日本語教室（9月2日（火）～11月28日（金）午前 ※毎週火・金曜）

問合せ先・各書類提出先

<事業受託運営事業者>公益財団法人浜松国際交流協会

〒430-0916 浜松市中央区早馬町2-1 クリエイト浜松 4F

電話：053-458-2170 メール：info@hi-hice.jp